

鎌ヶ谷市公共下水道事業審議会議事録

- 1 開催日時 平成28年2月15日（月）午後1時30分～午後2時45分
- 2 開催場所 第1・2委員会室（市役所6階）
- 3 議題 (1) 会長及び副会長の選任について
(2) 鎌ヶ谷市公共下水道事業使用料の改定について
(3) その他
- 4 出席者
(委員) 村山和彦委員、榊岡源一郎委員、高橋伸生委員
島崎武夫委員、菅野勝利委員、佐川幸江委員、内山ひろ子委員
以上7名
(事務局) 清水聖士市長、
宗川洋一都市建設部長、
貞方敦雄下水道課長、糸魚川和紀副主幹（事）計画業務係長
立原二郎水洗普及係長、田中紀之主査補、細木亮佑技師
以上7名
- 5 傍聴者 2名
- 6 会議内容

(司会・立原)

それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、鎌ヶ谷市公共下水道事業審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

開催に先立ちまして、市長よりご挨拶を申し上げます。

(市長)

本日はお忙しい中、公共下水道事業審議会にお集まりいただき厚くお礼を申し上げます。

また、日頃より市政にご理解とご協力を賜り、重ねましてお礼申し上げます。

公共下水道は、生活環境の改善や河川などの水質保全のため、重要な事業であり、鋭意、整備を進めております。

また、江戸川左岸流域は、これまで未整備で長年の懸案でありましたが、昨年11月に西道野辺地区で一部供用開始を行うことができました。

委員として来ておられます、千葉県江戸川下水道事務所長さんには、整備促進にご尽力いただき、改めまして御礼申し上げます。

本市の下水道普及率は59パーセントでございまして、引き続き江戸川左岸流域、手賀沼流域で、面整備を進めていくとともに、手賀沼流域では、来年度、鎌ヶ谷小学校付近で幹線管きよの整備を行う予定としております。

さて、本日、ご審議いただくのは「下水道使用料の改定」についてでございます。

使用料は、使用者である市民の皆様にご負担いただいているものであり、また公共下水道を維持管理していく上での貴重な財源でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

(司会・立原)

清水市長ありがとうございました。

平成27年度に入りまして、新しく就任された委員の方がいらっしゃいますので、

改めて委員の皆様をご紹介させていただきます。

最初に、鎌ヶ谷市公共下水道事業審議会条例第3条第1号に規定されております「学識経験者」の委員の方からご紹介いたします。

都市計画コンサルタント会社社長 村山和彦 様

(村山委員)

村山でございます。よろしくお願いいたします。

(司会・立原)

千葉商科大学教授 榎岡源一郎 様

(榎岡委員)

榎岡です。よろしくお願いいたします。

(司会・立原)

千葉県江戸川下水道事務所長 高橋伸生 様

(高橋委員)

高橋と申します。よろしくお願いいたします。

(司会・立原)

次に同条の第2号に規定されております「その他市長が必要と認める者」のご紹介をさせていただきます。

鎌ヶ谷市自治会連合協議会理事 島崎武夫 様

(島崎委員)

島崎でございます。よろしくお願いいたします。

(司会・立原)

馬込沢自治会長 菅野勝利 様

(菅野委員)

菅野と申します。よろしくお願いいたします。

(司会・立原)

鎌ヶ谷市商工会 佐川幸江 様

(佐川委員)

佐川でございます。よろしくお願いいたします。

(司会・立原)

一般公募 内山ひろ子 様

(内山委員)

内山でございます。よろしくお願いいたします。

(司会・立原)

次に、本日、出席しております職員を紹介させていただきます。

(宗川)

都市建設部部長宗川でございます。本日はよろしく申し上げます。

(貞方)

下水道課の課長をしております貞方と申します。本日はよろしく申し上げます。

(糸魚川)

副主幹事務取扱計画業務係長の糸魚川と申します。よろしくお願いたします。

(田中)

下水道課主査補の田中です。よろしく申し上げます。

(細木)

下水道課技師の細木と申します。よろしく申し上げます。

(司会・立原)

最後に本日司会を務めさせていただきます私、水洗普及係長の立原でございます。

よろしくお願いたします。では、議題に入るにあたり、事務局よりご説明をさせていただきます。

(事務局・糸魚川)

当審議会は、鎌ヶ谷市公共下水道事業審議会条例第6条第2項の規定により委員の半数の出席が会議の成立要件となります。

ただいまの出席委員は、7名であり定足数に達しておりますので、成立いたしました。

(司会・立原)

それでは、次第の2番(1)の会長及び副会長の選任についての議題に入りたいと思います。

現在、当審議会の会長及び副会長が委嘱替えのため、空席になっております。

したがいまして、審議会条例第4条の規定により委員の中から委員の互選により会長及び副会長を選出していただきたいと存じます。

それでは、新しく会長及び副会長が選出されるまでの間、清水市長に仮議長をお願いしたいと存じますがよろしいでしょうか。

(委員全員)

異議なし。

(司会・立原)

それでは、ご異議がございませんでしたので、仮議長は清水市長にお願いすることに決まりました。

清水市長は仮議長席への移動をお願いします。

(仮議長・市長)

はい。ご指名でございますので、会長及び副会長が選出されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。

続きまして、今回の審議会の開催に際し、本日傍聴を希望する方、2名がお見えになっているとのことですが、審議内容の中に鎌ヶ谷市情報公開条例第8条各号に定める不開示情報等が含まれているか有無の確認をお願いします。

(事務局・糸魚川)

今回の審議会において、鎌ヶ谷市情報公開条例第8条各号に係る不開示情報等に該当する事項は含まれておりません。

(仮議長・市長)

ただいま事務局より鎌ヶ谷市情報公開条例第8条各号に定める不開示情報は含まれていないとのことでございます。

では、お諮りいたします。傍聴希望者2名について、傍聴を認めることとし、また、配布資料については、会議終了後に回収するというところでよろしいでしょうか。

(委員全員)

異議なし。

(仮議長・市長)

それでは異議なしと認め傍聴を認めることとし、配布資料については、会議終了時に回収することとします。

では、傍聴される方が席に着くまでの間、しばらくお待ちください。

(仮議長・市長)

傍聴される方に申し上げます。

審議会を円滑に運営するために、係の者から渡された遵守事項を守るようお願いいたします。

それでは議事に入ります。早速ですが、会長及び副会長の選出をさせていただきます。

会長及び副会長の選出につきまして、鎌ヶ谷市公共下水道事業審議会条例第4条の規定により互選で定めることとなっております。

どなたか正・副会長のご推薦の発言をお願いします。

(菅野委員)

はい。

(仮議長・市長)

はい、菅野委員。

(菅野委員)

本日の出席されております委員には初めてご出席をされている方もおられますので、前回に引き続き、会長は村山様、副会長は榊岡様にお願いしてはどうかと思います。以上、提案いたします。

(仮議長・市長)

菅野委員より、会長を村山委員、副会長を梶岡委員とする提案がございましたが、皆様いかがでしょうか。

(委員全員)

異議なし。

(仮議長・市長)

では、ご異議なしと認め、会長には村山委員、副会長には梶岡委員とすることに、決定いたしました。

それでは、会長に選出されました村山委員にご挨拶をお願いいたします。

(村山委員)

村山でございます。どうぞよろしく申し上げます。

(仮議長・市長)

それでは議長の任を村山委員に引き継がせていただきたいと思います。村山委員よろしく申し上げます。

(司会・立原)

それでは、村山会長に議事をお願いする事といたしまして、席の移動のため、しばらくの間自席でお待ち下さい。

なお、市長におかれましては、所用のためここで退席をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

では、村山会長よろしく申し上げます。

(村山会長)

改めまして、村山でございます。

本日は、下水道事業使用料の改定についてという議題なので皆様の生活費に直結する議題であることから活発なご意見をよろしく申し上げます。

まずわたくしの方から事務局の検討結果を先に申し上げますと、資料の1ページの一番下の表1 使用料単価改正経過の中で、現行使用料単価は、第3回改定、平成20年度より、改定率が6.7パーセントアップ、使用料単価20立方メートルあたり2,453円、税抜き、となっております。これを今後の4年間、平成28～31年度、据え置くという事務局案になっています。

今回、新しい委員の方もいらっしゃいますので、改めてお話しさせていただきます。この下水道審議会というのは、条例に基づいて諮問、審議し答申しますが、市長さんも行政も、審議会の意見に必ずしも拘束されないということだそうです。

それはどういうことかといいますと、都市計画というのは30年後、大体一世代先まで見ないといけない。現在の市長さん、市議会議員さん、行政は今の市民を対象にしています。ですから将来の市民と意見が違って当然なわけですから、現在の市長さんや行政が今の市民の希望することを施策としてやっているのに対して、将来のための都市計画施策に関して意見が合わないということがありうるということなのです。

この審議会では、活発に意見を言っていただいて、市の考えていることと違う意見でもどんどん言っていただきたい。

ですから、審議会の内容は公開するということです。ここで議論をされたことを公

開されるということが非常に大事だと思っています。ここでの議論を議事録としていただきまして、そのままホームページに載せて公開いたします。

それでその議事録を読んで、市民の皆さんが、この議論は確かにそうだと、30年後の市民のためにこうした方がいいよという議論がなされたというのを知って、今度は行政なり、市長なり市議会議員に提案が出来るというような、いい方向に持っていきたいというふうに考えております。委員の皆さんそういったことでよろしいでしょうか。

(委員全員)

はい。

(村山会長)

ありがとうございます。では、事務局より説明願います。

(事務局・糸魚川)

私からは鎌ヶ谷市の下水道について説明いたします。パワーポイントの文字が若干見づらい箇所があるかもしれませんがよろしくお願ひします。では座らせて説明させていただきます。

まず、下水道の目的とは。下水道法というのは皆さん馴染みがないと思います。今日は一般公募の方もいらっしゃるの、基本的なことから話させていただきますけれども、下水道の目的というのは、下水道法第1条で「下水道の整備を図り、「都市の健全な発達」「公衆衛生の向上」「公共用水域の水質保全」の3つの目的が掲げられています。

鎌ヶ谷市の場合は、雑排水が河川を通じ印旛沼や手賀沼や東京湾に流れ込んでいます。

次に、汚水の処理施設にはいろいろな種類があつて、今では数が少なくなりましたが、汲み取り便所であつたり、単独浄化槽であつたり、今は建築基準法が改正され、公共下水道が整備されていない地域については合併浄化槽があります。表の一番右端に公共下水道が書いてありまして、その一番下の欄の放流水の水質を見てください。こちらにBODの除去率が書かれております。BODとは生物化学的酸素要求量といって水の汚れを示すものであつて、COD*とか他の数値もありますが、汚水については一般的にはBODの除去率が重要となります。ご覧になって明らかなおお、公共下水道はBODを99パーセント除去できます。したがいまして、汚水処理施設の中で一番汚水をきれいにして河川や海に放流することできる施設です。

また、下水道には流す方法が2種類ありまして、左側が合流式の下水道となつており、右側が分流式の下水道となつております。

合流式の下水道というのは、雨水と汚水を同じ管で流すことをいいます。一方、鎌ヶ谷市は右側の分流式下水道で、雨水と汚水を別々に流す管渠整備を行つています。

次に、ここに皆様の家があつて、下水管を通じ下流に流れていき、下水道処理場まで流れていきます。鎌ヶ谷市の場合は3流域に分かれています。手賀沼処理場や印旛沼処理場、江戸川処理場で処理され、汚水をきれいにしてから、利根川や江戸川、東京湾に流すというのが鎌ヶ谷市の下水道です。

これが千葉県北西部エリアですが、青枠の鎌ヶ谷市のところを見ていただくと、緑と黄色とピンクになっています。緑が手賀沼流域下水道、黄色が江戸川左岸流域下水道、ピンクが印旛沼流域下水道ということで、鎌ヶ谷市は3つの流域下水道の最上流に位置しています。下水道というのは処理場に近い下流から上流に向かって整備して

※CODとは、化学的酸素要求量。

いくので、鎌ヶ谷市は下流域の整備の進捗状況によって整備できる範囲が決まってしまうということになります。

これが鎌ヶ谷市の下水道計画図ですが、黒いハッチがすでに供用開始とってすでに下水道が使える地域になっています。

市域全体面積が2,111ヘクタールであり、このうち、下水道を整備する全体計画区域面積が1,732ヘクタールとなっています。昔は事業認可といたしましたが、今は事業計画といたしまして、国から下水道事業を進めてよいという了解が得られている面積が821ヘクタールとなっています。現在の整備済面積は654ヘクタールで、全体計画区域面積に対しての面積当たり整備率は約38パーセントということになります。

また、鎌ヶ谷市におきましては、一番初めに下水道整備を着手したのが、印旛沼流域下水道です。鎌ヶ谷大仏駅や東鎌ヶ谷地区周辺で、昭和49年度に事業を開始して、供用開始が昭和59年度です。現在はほぼ整備は終わっております。計画区域面積当たり整備率は約93パーセントとなっております。

次に整備を着手したのが、手賀沼流域下水道です。昭和57年度に事業を開始して、供用開始が昭和61年です。計画区域面積当たり整備率は約44パーセントです。

最後に本日所長が来られておりますけれども、江戸川左岸流域下水道となりますが、鎌ヶ谷市は平成25年度から事業を開始いたしまして、千葉県が整備を進めていた市川幹線完成により平成27年11月4日に晴れて供用開始となり、鎌ヶ谷グリーンハイツ2,800人分の汚水、面積にして約14ヘクタール分の汚水が公共下水道に流れるようになりました。

これが過去10年間の下水道の整備面積を示したグラフになります。限られた予算の中で毎年少しずつ整備を進めています。

今度は計画人口になりますが、まず鎌ヶ谷市全域の計画人口が108,000人でそのうち、汚水については106,000人を計画人口としております。平成26年度末で約65,000人の方が下水道が使えるようになっておりまして、下水道人口普及率は約59パーセントになっています。それぞれの流域別で普及率を示すと印旛沼では約98パーセント、手賀沼では約90パーセント、江戸川左岸は0パーセントとなりますが、平成27年11月4日に鎌ヶ谷グリーンハイツが接続したことで約2,800人分の汚水が一気に流れ込み、現在は鎌ヶ谷市の下水道人口普及率は約62パーセントとなっております。

次に近隣市町村の平成26年度末現在の下水道普及率ですが、例えば船橋市は81パーセント、松戸市は83.6パーセント、浦安市は99.6パーセントです。鎌ヶ谷市は千葉県の全体平均72.1パーセントに比べると非常に低い59パーセントとなっております。これは冒頭にも述べましたが、鎌ヶ谷市の位置が山でいう頂上にあたり、下水道の最上流に位置していることから下流管渠が迎えに来るのを待つて整備を始めたため、近隣市に比べ着手する時期が遅かったということになります。

今後の計画を示していますが、鎌ヶ谷市総合基本計画の後期基本計画では、平成23年度から32年度までの計画がございまして、この計画の中で平成32年度の段階で、平成27年度末現在59パーセントの下水道人口普及率を68パーセントにするというのが当面の目標値となっております。

今後の下水道整備は人口が集中している市街化区域を優先して引き続き整備を行って参りますが、面積的に説明しますと印旛沼流域であと15ヘクタールの内4ヘクタールが市街化区域です。手賀沼流域では568ヘクタールの内118ヘクタールが市街化区域です。江戸川左岸流域では、495ヘクタールの内319ヘクタールが市街化区域ということになっております。

鎌ケ谷市は、平成32年度の下水道普及率68パーセントを達成するために、どの地区を今後整備していくのかということが図面のとおりで赤く着色されている箇所、たとえば南初6丁目辺りや道野辺中央、あとは今盛んに整備を進めております江戸川左岸処理区の鎌ケ谷橋自治会地区、馬込沢周辺地区ということになります。

これらのところを順次下流から上流に向かって整備していくという計画であります。ただし、昨今、国の補助金が鎌ケ谷市の要望したとおりに付いていないのが現状であります。今年度におきましても、市の要望に対して約6割しか補助金が付いていないという状況です。ということは、市の計画しているとおりの順番で整備が進まない可能性があるということでございます。

私からの説明は以上でございます。

(村山会長)

それでは本日の付議案件(2)「鎌ケ谷市公共下水道事業使用料の改定」について説明をお願いします。

(事務局・貞方)

下水道課長の貞方と申します。よろしくお願いいたします。

ではこれから、使用料の改定について、説明させていただきます。

事前に資料をお渡ししておりますが、本日説明に使う資料は、新たに作成しました2種類の資料で説明させていただきます。

事前にお渡ししていた資料は、「どうも専門的で難しい」とのご意見をいただきましたので、作り直しました。よろしくお願いいたします。

ではこれから、説明する資料の確認をさせていただきます。

説明する資料は2種類ありまして、

表紙に「鎌ケ谷…使用料の改定について」と書いてあります、4ページの資料です。これをこれからの説明の中では「本編」と説明させていただきます。また、これとは別に表紙に「資料編」とあります11ページのものがあります。

お手元の資料は大丈夫でしょうか。

また、説明する内容が、細かい数字が記載されており、スクリーン画面でお示するのは見にくいと思いますので、お配りしたお手元の資料で説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、資料にもとづいて説明させていただきます。

本編1ページをご覧ください。

1 下水道使用料についての(1)はじめにですが、ご家庭のトイレ、お風呂、洗面所などから発生する汚水を集めまして、道路下に埋設した管を通りまして最後は終末処理場できれいにして海や河川に放流します。

こうしたことから、管きよや処理場の管理には経費がかかります。

これにかかる経費を受益者負担として下水道を使用している方にご負担いただくというのが使用料金でございます。流した水量によりましてご負担いただく使用料金を決めております。

この単価は4年毎に見直し(検証)を行っております。

本市が、平成28年度から31年度までの間の検証を行った結果「据え置き」という結果となりました。その内容について、本日はご審議いただきます。

続きまして(2)公共下水道事業の財源について説明いたします。

資料編の資料1 1ページをお開き下さい。

下水道事業は、かかる経費としまして建設費と維持管理費があります。

建設費は工事費や委託費、また、千葉県が整備している処理場を含む流域下水道の建設に関する負担金等があります。

その財源としては、この表の右にありますとおり、国費、市債（借入金）、受益者負担金、一般市費があります。

次に、その下の維持管理費は、かかる経費として管きよの点検清掃、使用料を徴収するための経費など、また、終末処理場は千葉県で維持管理しておりますので、その運営費を負担金としてお支払いしております。

財源としては、使った方からいただいている使用料金や一般財源で賄うこととしております。

また、その下の枠ですが、建設時にお借りした借入金の返済が市債償還金でございます。これを別名「資本費」といいます。これについても、国の指針に基づきまして使用料と一般財源で賄っております。これが、下水道事業の財源の概要でございます。

続きまして本編に戻りまして、1ページの(3)下水道使用料の単価の経緯を説明いたします。

本市の使用料単価は、昭和58年度に定め、昭和59年度に一部供用開始して、今まで記載の表のとおり3回の改定を行っております。

現在の単価は平成20年度に改正した後、据え置きとなっております。

続きまして、本編の2ページの(4)本市の使用料金の現状について説明致します。併せて資料編の資料2をお開き下さい。

下水道使用料金は上水であります県営水道をお使いの方は、その量に基づいて算定しております。

また、井戸をお使いの方は1ヶ月お1人当たり6立方メートルとして算出しております。

下水道使用料の算出にあたりましては、累進制として、使えば使うほど1立方メートル当たりの単価が上がる算出方法となっております。

計算は1ヶ月ごとに算出しますが、お支払いは2ヶ月ごとにまとめてお願いしております。

同じ、資料編の2ページの下段の表は、算出式の2ヶ月で43立方メートルを使用した場合の計算式です。私どもは概ねの目安として一般家庭の標準的な料金としてこの2ヶ月で43立方メートルを示させていただいております。

22立方メートルと21立方メートルに分けて料金表に照らし合わせ、税込みで2ヶ月5,929円となります。これが目安としての一般家庭の標準的な料金とお考え下さい。

続きまして、資料編の3ページをお開き下さい。

「近隣市の下水道使用料金の状況」でございます。

ここでは、20立方メートルを使ったときの、消費税抜き額で表示してございます。

上から、本市の状況、平成24年度の全国平均、近隣市の状況として、船橋市、松戸市、市川市、白井市、柏市、の1ヶ月20立方メートルをお使いの時の料金を掲載しております。

次に「本編の2ページ」の中段に戻ります。

(6)消費税の取扱ですが、使用料は、消費税法に基づきまして、消費税賦課の対象とされておりますので、税率が改正された場合には、使用者の皆様の負担率は変動いたします。今後も消費税率が変わりますと、これに伴いご負担をお願いすることとなります。

続きまして、本編2ページの中段「2 本市の下水道使用料に関する基本方針」について説明いたします。

国の指針等では、下水道事業のかかる経費であります維持管理費と資本費（借入金
の返済ですが）は財源として、使用料でまかなえるとされており。しかしながら、
現在本市は公共下水道整備を進めている中で、維持管理費と資本費の全てを使用料で
賄いますと、使用料単価が高額となります。そのため、負担率の目標を定めまして少
しずつ使用料を上げていくこととしました。

「資料編の10ページ」をお開き下さい。

ここでは、上から平成20年度から平成23年度までの実績、中段が平成24年度
から平成27年度までの見込み、一番下が平成28年度から平成31年度までの推計
のかかる経費と使用料充当状況が記載されております。

目標値としまして、使用料がどのくらいかかる経費である資本費に充当できるかを
示した率が、資本費算入率として記載しております。これを段階的に上げていくこと
で、かかる経費の一般財源を少しずつ減らし、使用料収入が増えていくこととしまし
た。

平成15年度時にこの資本費算入率が7パーセントでした。これを50パーセント
に上げるべく目標設定をしまして、4年ごとに推計し、単価改正を行ってきました。

「本編3ページの今回 3 使用料金算定手順」を説明します。

あわせて資料編 6 ページ の検討結果をお開き下さい。

先4年の下水道を使用される人口、使用水量、使用料金、さらに、かかる経費とし
ての維持管理費、資本費を推計いたしました。その上でどのくらい使用料が、先ほど
申し上げた資本費をまかなえるかを計算しました。

なお、資料編6ページ、7ページの表は歳入と歳出の合計が合わないですが、これ
は、歳入の一般会計繰入金で維持管理費以外の建設費の財源も含まれているためでご
ざいます。数字の記載間違いではありません。

その結果、「本編3ページの中段」にありますとおり、この4年間であります、平成
24年度から平成27年度の見込みとして4年間の平均で資本費充当率は46.6パ
ーセントとなりました。

また、今後4年間の推計としまして、平成28年度から平成31年度まででは、4
年間の平均で52.3パーセント、平成31年度単年で54.5パーセントとなりまし
た。

「資料編の8ページ」をお開き下さい。

ここでは、平成20年度から平成31年度までの結果、と推計の一覧表でございま
す。

数字が細かく、また横書きで見づらくて申し訳ありませんが、上段から①使用料徴
収水量から始まりまして、1つ1つ推計しまして、⑩の資本費算入率をご覧下さい。

平成20年度が36パーセントであったのが、序々に充当率が上がってきて、平成
20年度から平成23年度までの4年間の実績で37パーセント、平成24年度から
平成27年度までの4年間の見込みで46.6パーセント、さらに、今後4年間の推
計で52.2パーセントとの結果となりました。この推計結果では、序々に資本費算
入率が上がっていくことがわかります。

「本編の3ページ」に戻ります。平成28年度から平成31年度の4年間の目標と
しましては、「本編4ページ」の一番下に枠内に記載してありますとおり資本費算入率を4
年間で52.3パーセント、31年度に54.5パーセントとし、下水道使用料は現
状の料金体系を維持する、据え置きするとの結果となりました。

なお、課題としまして、今後も引き続き整備を進めていく中で投資をしていくもの
であること、将来的には、施設の老朽化に伴う更新改築が想定され、維持管理費が増
加することが見込まれます。

説明の最後となりますが、今後とも、下水道事業の健全経営に努め、安定的、持続的にサービスを行うため、普及率、水洗化率の向上及び維持管理費の削減に取り組んでいきたいと考えております。

以上の点をふまえ、先4年間の下水道使用料金については「据え置き」ということでご審議をよろしくお願したいと思っております。

(村山会長)

すごく難しいですが委員の皆さんご質問はありませんか。

(村山会長)

私から質問させていただきます。資料の6ページ歳入歳出とありますが、普通民間だと歳入歳出が一致しますが、一致しないところは余剰金として書いて合わせるが、資料では上の合計が63億、下の合計が59億円となっています。これはどのように読んだらよいのですか。

(事務局・貞方)

歳出が維持管理費と資本費だけですが、これに新たに下水道建設費がございます。歳入の繰入金については建設費に充てる金額も入っているので、およそ各年1～2億円くらいは、建設費の方へ賄っているという状況でございます。

(村山会長)

それは歳入の欄に入っているということなのですか。

(事務局・貞方)

はい。そうです。

(村山会長)

4億くらいのお金はどうなっているのか。本来歳出の方に4億くらい載ってなくてはならないということではないですか。

(事務局・貞方)

本来であれば、歳出の欄に別枠で建設費と入れておいた方がわかりやすいと思えます。

(村山会長)

建設費が約4億円あるのは何の建設費なのですか。

(事務局・貞方)

管きよなどの建設費です。資料編の1ページの財源をご覧ください。建設費のところに一般財源、維持管理にも一般財源、市債償還にも一般財源が入っております。ここに載っている一般財源をすべて合計した額でありまして、本来は建設費がこの表に入ってくるべきだったので数字が合わないことになっております。

(高橋委員)

資料編の10ページにグラフがありまして平成28年度から平成31年度までに一般財源が1,789百万円、6ページ一般会計の繰入金が2,253百万円、これが

違うと、本来は、使用料の対象経費なのでこの6ページに1, 789百万円と書いてあるとぴったり同じとなる。

(事務局・貞方)

今、高橋委員が言われたとおりでございます。

維持管理費と資本費だけで賄うと資料6の表は1, 789百万円の方が適切であるということです。

(高橋委員)

その方がわかりやすいと思います。1ページにあるように一般財源は建設費にも維持管理費にも充当しているのです、今回使用料の話が議論するのであれば、維持管理のことであり、6ページには使用料対象と書いてあるので、ここについては、1, 789百万円という数値を記載した方がわかりやすく、そうすることで歳入、歳出がぴったり一致することになる。同じ資料編の中の6ページと10ページで2つの数値があるのはよくないと思います。

(事務局・貞方)

資料6の歳入については、歳入と歳出が合うように一般会計繰入金を修正させていただきます。後日委員の皆様には改めて示させていただきます。

(高橋委員)

この資料がホームページで公表されるのであれば数値を修正してもらって、資料に齟齬がないようにしていただきたい。

(事務局・貞方)

補足説明させていただきます。維持管理費で資本費に充てようとしているのが、先4年間で資料9にあるとおり1, 789百万円を見込んでおりますということで、資料6にある2, 253百万円については、下水道事業全体に入ってくる金額ですので、当然2, 253百万円の一部については建設費の財源とさせていただきますので、間違っていないですし、財源が余っているわけでもないことを申し上げておきます。

(村山会長)

10ページのグラフの長さがばらばらとなっています。一番下の紫の両方に延びている矢印と2番目の矢印の長さが同じであるが、真ん中の見込み率の方が小さい。全体のグラフの作り方として、数字にあったグラフに作り替えて下さい。

(事務局・貞方)

10ページ資料9の帯グラフに記載されている数字と紙面上の帯グラフの長さの比率が悪いとのご指摘をいただきましたので、改めて表をチェックしまして、修正した方がよければ訂正させていただきます。記載されている数字は合っていますので、資料上の長さのバランスを他の方が見て紛らわしくないようにもう一度長さのバランスは確認させていただきます。

(高橋委員)

管理費ということで資料編の1ページ目に点検清掃費だとか使用料徴収業務だとか

下水道維持管理負担金だとかそれなりのお金が毎年かかっているの、具体的に細かくたとえば点検清掃ってどんなことを行っているのか説明してほしい。内容を具体的に教えていただきたい。

(事務局・貞方)

今回、推計した結果、管理費として毎年173百万円ほどかかる見込みです。

その内訳は、使用料徴収に関する業務としまして民間への委託料として電算システムを稼働させたり、委託業者が市内に事務所をかまえていますのでその事務所の維持管理費、納付書を作成する印刷費、口座振替手数料、コンビニ手数料など徴収に係るものが概ね年間55百万円ほどになります。

また、管理する管きょは鎌ヶ谷市において200キロメートルくらいありまして、マンホールポンプが3箇所、中沢ポンプ場というのが一か所ありまして、汚水がそのまま流れることから管きょの中に油がこびりついたりして定期的な清掃が必要でございまして、清掃、点検、維持補修工事、古くなったマンホールの交換などの工事費に年間4,000万～5,000万円ほどかかっています。

また、下水道については法律で台帳を作成することが定められていて、作成費に年間8百万円～9百万円ほどかかっています。

先ほど消費税がかかる旨説明しましたが、市で計算して税務署に納付する消費税が約35百万円ほどございます。あと細かいことにはなりますが、ポンプの電気代や消耗品代、納付書を発送するための郵便代、流入する汚水の水質検査代等がございまして、概ね1億7千万円ほどとなります。

(高橋委員)

ありがとうございました。

(村山会長)

おおざっぱに下水道事業というのは2つ目的がありまして、一つは使っている人の利便、もう一つは地域の環境改善、この2つを利用者の流量分と地域の人たちは全員が環境の恩恵を被ることになるので、使用料と税金で賄っているのが下水道事業なので、問題はこれから人口が減っていくと、下水道網を作っているところから穴があいてきて、人口が減少してくると料金としての収入が下がってくる。管はあるけれども料金が入ってこない。それから税収も人口が下がってくるから減ってくる。そうすると将来、下水道事業経営が苦しくなってくるということになります。ただ下水道にかかる経費は税金と使用料で賄うわけですから、ある程度は税金を充当すれば下水道使用料金はあまり上げなくてもよいということになります。要は、今の市民は、市街化区域全域について下水道網を均等に整備してくれというのが今の市民の意向です。それに基づいて市長も行政も、市街化区域全域に下水道を広げようとしているわけですが、30年後のことを考えるとこれから下水道網を広げるといことは、たとえ市街化区域であっても、売れない商品を作る工場を増築するのと同じ状態となってくるおそれがあります。

将来の市民のことを考えたら、どうしたらよいのかということをご委員の方々に考えておいていただきたいと思います。合併浄化槽に移行していった大規模な下水道網をこれ以上建設しない方が、30年後の市民のためにはなるのではないか、というふうな考えもあるのですが、その辺についてぜひ伺いいただけたらありがたいと思います。

ただ、本日の審議会で決めることは、料金の据え置きということなのです。

(高橋委員)

資料編の10ページに、先ほど見ていただいた棒グラフがあると思いますが、平成28年度から平成31年度までについての棒グラフのなかで、私はこう考えます。まず、下水道経営は健全であってほしい。不健全であれば市の一般財源の繰入が非常に多くなり市の経営にも悪影響があります。下水道は受益者がはっきりしているので、独立採算制が原則で、やはりきちんと使用料はいただく。使用料を低く据え置こうとするとその分一般財源を多く入れなくてはならない。下水道料金は安いにこしたことはないのだけれども、きちんと使用料をいただかないと一般財源を多く入れないと賄えなくなってくる。逆に一般財源を少しでも減らしてなるべく使っている人に負担してもらおうとすると使用料を値上げしなければならなくなる。それもまた一つ悩むところである。

維持管理費は市でもコスト縮減や効率化に努めながらいろんなものをきちんとメンテナンスしていかないといつかは使えなくなったり、早くダメになってしまう。この経費はやはり必要なものとしてかかってくる。資本費算入率はなるべくいっぱい入れた方がよいのだけれども、あんまりがんばって返しすぎて今50パーセントの目標を60パーセントとか70パーセントに上げすぎるとまた同じように使用料を多くするか、一般財源を多く入れなければならない。会長がおっしゃられたような見合いだとかバランスだと思う。やりすぎても良くないし、使用料を抑えすぎても繰入が多くなるので、このグラフを見ていただいて平成20年度から資本費参入率というところをだんだんあげてきた、一般財源の繰入金割合も減らしながら、資本費参入率を少しずつ上げてきたということで非常に前向きな形になっており、いい形で進んできていると私は思っています。今回の平成28年度から平成31年度までの計画も非常にバランスがとれているのかなと思っています。

委員の皆様もそういう視点でみていただければなと思っています。

(村山会長)

先ほど下水道課長から話を伺ったら、下水道が家の前まできているのに接続してくれない人が約8パーセントいるようである。この数字はきちんと調べていないと思うが、8パーセントという逆数にすると約1割、その8パーセントの人たちが使用料金を払っていただければ、この料金を1割下げられるわけです。ぜひ下水道に接続していない人に接続してもらい、使用料を支払っていただくよう努力をするべきだと思います。その次に事業全体を見て必要な投資と使用料で賄える量は、要は売れる品物を作る工場をつくるという感覚の投資になればよいと思っています。

(榎岡副会長)

まさに会長がおっしゃられたようにこれからの人口の推移でしょうね。非常に大事なことだと思います。ここ4年くらいであれば人口の推移は影響ないと思いますが、10年20年後を見越したうえでの使用料とかを考えなければならないと思います。

私どもの大学でいいますと2018年問題というもので特に千葉県が少なくなると言われているものですから、その辺を見越したうえでの10年20年先を考えての計画策定は必要かと思っています。

(村山会長)

国が行っている人口推計はあまりあてにならないのです。将来の30年後くらいで人口は2割くらい減ってしまうのではないのでしょうか。

人口が減った時に料金と税収が賄えるかどうかというチェックをぜひ行ってもらい

たい。

(菅野委員)

昨日市広報が皆さんのご家庭に配布されたと思いますが、鎌ケ谷市の人口の推移は確か2060年で107,000人という人口値でありました。現在の人口が109,000人ちょっとですから、言い換えればほぼ変わらずとそういう理解でよいですか。

(事務局・貞方)

人口につきましては、下水道使用料には影響が大きいので危機感をもって対応していきます。鎌ケ谷市の将来人口につきましては、人口ビジョンとって各市で人口の将来推計を各自治体で行っています。その中で人口減少しないような様々な施策を行い将来の鎌ケ谷市の人口を推計し、昨年12月に人口ビジョンという将来人口計画を鎌ケ谷市でも策定しました。おそらく菅野委員がお話しされたのは、その結果が市広報に載っていた記事を見られたと思うのですが、それですと30年後の2045年には109,023人と推計しています。これは鎌ケ谷市ができるいろいろな施策を行ったうえでこれだけの人口をがんばって維持していくという市としての計画を作っております。ただし、遠い先になりますと鎌ケ谷市としても若干の人口減少は見込まれております。そういったものを含めまして、鎌ケ谷市としては下水道に限らず、いろいろな施策、社会保障もそうですが、なんとかこれを維持できるように、がんばっていかうと考えております。

(村山会長)

鎌ケ谷市が平成19年に独自で将来人口推計を行った値は平成44年に98,993人のようですね。

(事務局・糸魚川)

(画面で表示し)こちらが、国立社会保障人口問題研究所の平成25年3月に公表された鎌ケ谷市の将来推計です。今現在は平成27年なので110,500人となっています。実際は現在109,000人程度なので若干予測が多めに出ています。これを見ていただくと分かる通り、平成32年をピークに本市においても人口が下っていくという傾向が見られます。ただし、課長からも説明がありましたとおり、市の企画で人口減少を抑える様々な施策を行い、人口減少の下がり方を緩やかにしていくというのが人口ビジョンであります。

(村山会長)

それで行ったのが平成44年で98,000人ですか。

(事務局・糸魚川)

鎌ケ谷市人口ビジョンの最新版はいまホームページ上で公表されていますが、それだと平成42年で108,000人くらいですけれども、人口減少のスピードを抑える施策を考えています。

それはなぜかという鎌ケ谷市は首都圏に近いからです。首都圏から離れば離れるほどさすがに人口減少というのは抑えられません。ところが、東京一極集中という話題がある中では、東京に比べ地価が安く、東京から25キロメートル圏内にある鎌ケ谷市はまだ魅力のある街であるということです。ただ将来人口が落ちることは間違いありません。

それを様々な施策でいかに落とさないようにするかという事は、鎌ヶ谷市の命題だと思っております。

(村山会長)

事業を計画する側としては、人口が減少することを想定するというのは、安全側の想定ということで理解してよいですか。

(事務局・糸魚川)

そうです。

(菅野委員)

資料編の3ページの一番上に鎌ヶ谷市下水道使用料単価の現行2,453円という数値がでていますが、全国平均と近隣市の5つの市と単純に比較すると、鎌ヶ谷市が一番高く、全国平均から見ると少し安いということによろしいでしょうか。

(事務局・貞方)

そのとおりです。

(菅野委員)

先ほどから説明されていることは、この現行の下水道使用料金2,453円で今後の4年間据え置くという理解でよろしいでしょうか。

(事務局・貞方)

そのとおりです。

(菅野委員)

鎌ヶ谷市は、なぜ周辺市に比べて高いのでしょうか。

(事務局・貞方)

原因は3点考えられます。

鎌ヶ谷市は他の市に比べて下水道の整備着手が遅かったことが1点目としてあげられます。

2点目は周りの市町村と比べて、大口利用者が少ない点です。たとえば大きなホテル、大きなショッピングセンター、又は工場といった大口利用者が少ないことがあげられます。

3点目は、千葉ニュータウンのような大規模でライフラインを一体で整備するような市街地整備が少なかったことの以上3点があげられます。

整備着手が遅れたということは、下水道は下流から整備するという事で、どうしても下流側ができないと上流側ができないので鎌ヶ谷市は結果的には整備が遅れたということになります。

供用開始で申し上げますと、千葉市や佐倉市は、昭和49年に印旛沼流域で供用開始を始めましたが、鎌ヶ谷市は昭和59年からということになります。

3流域とも鎌ヶ谷市は最上流となる高台に位置しておりますので、整備の着手が遅れ、鎌ヶ谷市はまだ下水道人口普及率59パーセントで整備途中であり、下水道を使用いただいている人数が他市に比べて少ないということから、結果として他市に比べたら使用料が高いということが考えられます。

3つ目の市街地整備が少ないというのは、区画整理などで広い畑や山林とかを一体的に道路とか下水道とかといったライフラインを入れるとそれだけで何十ヘクタールも一気に下水道が使用できるようになり、投資効果が高いということが言えます。鎌ヶ谷市ではこうした地区が新鎌ヶ谷、中沢東、東武鎌ヶ谷駅東口の地区しかございませんでした。

そういうことから、結果的に使用料が他市に比べて高くなったと考えられます。この点については私どもも十分問題意識をもって今後なるべく使用料の単価が上がらないように経費を抑えて市民にご理解いただけるような単価設定をしていきたいと考えております。

(佐川委員)

昔、私が市の職員の方に、鎌ヶ谷市は高台にあることから、流す先は船橋市、市川市とかに流れるので下の方ができないと流せないといったことを聞いたことがあります。

今私は鎌ヶ谷市中央地区に住んでいるのですが、まだ下水道が整備されておられません。ですが下水道を使っている方たちに下水道使用料について聞いてみたところ、汚い水を流しているのだからこれくらいが妥当ではないかという意見を聞いてきました。

(内山委員)

私も専門的なことはよくわかりませんが、今回使用料が据え置きという結果はうれしいです。市民としてはできれば公共料金の負担が少ない方がよいと思いますが、今後少子高齢化が進む中で下水道使用料を値上げがするようなことがあったりしないように、コストを抑えて効率的な下水道事業を進めてほしいというのが希望です。

(村山会長)

それでは採決してよろしいでしょうか。

下水道使用料については今後4年間据え置くということでよろしいでしょうか。

(委員全員)

異議なし。

(事務局・貞方)

本日はご審議ありがとうございました。委員の皆様のご意見である少子高齢化、人口減少、適切な維持管理をしてコスト縮減に努めてほしい、水洗化率が現在92.8%ですが、できるだけ利用される方を増やして効率的にやってほしいというご意見をいただきましたので、その辺を十分留意して事業を進めていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

(村山会長)

議事録の署名は順番ということで島崎さんをお願いしてよろしいですか。

(島崎委員)

はい。

(事務局・貞方)

今後のスケジュールについて説明させていただきます。答申を踏まえてのスケジュールですが、今後事務局におきまして、議事録を作成し、委員皆様にご確認いただきます。

その上で、会長と協議の上、答申案を作成し、審議会より市長あてに答申をいただきます。

なお、答申については会長に一任させていただきたいと思いますが、その辺についてはご同意いただければありがたいと思います。

(委員全員)

異議なし。

(事務局・貞方)

最後に議事録、答申書につきましては、市ホームページに掲載させていただきますのでよろしくお願いいたします。

(事務局・貞方)

その他の関連する事案としまして報告させていただきます。

資料編、11ページ、資料10をご覧ください。

これは、下水道使用料徴収業務を千葉県水道局に委託することについてということでございます。

鎌ケ谷市の水道は県営水道でありまして、現在、水道料金の徴収と下水道使用料の徴収は別々に行っておりますが、平成30年1月を目途に一括で徴収することとして今事務を進めております。これにより住民サービスの向上と事務の軽減が図られるものと考えております。

鎌ケ谷市で下水道が利用できる人口は約6万人ですが、千葉市、成田市、市原市、鎌ケ谷市4市合わせて124万8千人となります。以上でございます。

その他議題については質問、意見なし。

(村山会長)

どうもありがとうございます。

それでは、本日の審議会を終了させていただきます。

本日は長時間にわたりご審議いただき、誠にありがとうございました。

－以上で審議会は終了。－

会議録署名人の署名

以上会議の経過を記録し、相違ないことを証するため次に署名する。

平成28年4月8日

署名人 島 崎 武 夫